

令和6年度 適正化事業の負担金の額 及び徴収方法について

令和6年3月28日付
近運自二第1121号
近畿運輸局長認可

1. 負担金の額

(1) 法人タクシー事業者

タクシー1台につき年間	30,000円	
ハイヤー1台につき年間	6,000円	(ただし都市型ハイヤーを除く)

(2) 個人タクシー事業者

1台につき年間	12,000円
---------	---------

2. 負担金の徴収方法

(1) 法人タクシー事業者

前項の額に令和6年3月末現在の届出車両数を乗じて計算した額を12等分し、令和6年4月から令和7年3月までの毎月末を支払期日とする12回分の分割手形、若しくは(公財)大阪タクシーセンターが指定する下記の銀行口座へ毎月末までに振込むことにより、納付していただきます。

なお、都合により2か月分以上を前払い納付することもできます。

(2) 個人タクシー事業者

前項の額を1年間分まとめて、令和6年4月末までに、(公財)大阪タクシーセンターが指定する下記の銀行口座へ納付していただきます。

ただし、(一社)全大阪個人タクシー協会に加盟する事業者にあつては、前項の額を12等分した額を毎月末までに(公財)大阪タクシーセンターが指定する銀行口座へ納付していただきます。

※ 銀行取引口座名義 (公財)大阪タクシーセンター

りそな銀行	城東支店	普通預金口座	口座	No.0326211
三井住友銀行	大阪公務部	普通預金口座	口座	No.0001729
三井住友銀行	大阪中央支店	普通預金口座	口座	No.1051406
三菱UFJ銀行	城東支店	普通預金口座	口座	No.5253555

3. タクシー業務適正化特別措置法に基づく申立てについて

2. の徴収方法に沿った納付がなされない場合は、タクシー業務適正化特別措置法(以下「タク特法」という。)第37条第6項による督促を行ったうえで、督促状に付した納付期限までに完納されない場合にあっては同法第37条第7項の規程に基づき、近畿運輸局長に申立てを行います。

4. 延滞金

納付期限までに納付されない場合は、タク特法第37条第4項及び同法施行規則第24条第2項に基づき、令和7年3月末日の翌日から負担金を完納する日までの日数1日につき1万分の4の率を乗じて計算した額に相当する延滞金を徴収します。

5. 清算

法人タクシー事業者の清算については、令和6年9月及び令和7年3月に行うものいたします。

清算は、各月の前月末届出車両数を乗じて計算した額を当月分として過不足を計算いたします。

個人タクシー事業者の事業の廃止・休止に伴う清算については、近畿運輸局長から通知があった日の翌月に、その期間に応じて行うものいたします。